

第1回 学校給食改革本部会議 議事録

令和4年5月17日

議題1 「学校給食改革本部」の設置及び検討体制について

議題2 今後の検討スケジュールについて

議題1、2を併せて資料に従い説明（説明者：学校給食・規模適正化担当部長）

（1）主な意見等

（市長）諮問し、答申を受ける流れとされているが、諮問する主体などについて確認したい。

（教育長）教育委員会が、附属機関である「学校給食あり方検討委員会」に諮問し、答申いただくものである。

（市長）「学校給食あり方検討委員会」は、どのような構成なのか。

（学校給食課長）学識経験者4名、PTAの代表2名、一般公募3名、小学校長1名及び中学校長1名の合計11名で構成するものである。

（市長公室理事）学校給食は、市議会の関心も高い案件である。市議会に対しても適宜情報提供をしながら検討を進める必要がある。

（隠田副市長）「学校給食あり方検討委員会」への諮問内容は、どのような内容とする予定なのか。

（学校給食課長）今後、教育委員会として決定することであるが、給食提供の実施方式と食育の方針についての2点を諮問したいと考えている。

（隠田副市長）全員喫食に移行するか否かについても「学校給食あり方検討委員会」の答申を踏まえて決定するのか。

（学校給食課長）全員喫食の実現については、平成28年2月に「相模原市立中学校完全給食実施方針」を改訂し、「将来的には生徒全員喫食による完全給食を目指す」方針をすでに決定している。

（隠田副市長）給食に係る実施方針の決定権限は、誰が有しているのか。

（学校給食課長）教育委員会である。

（隠田副市長）教育委員会で定める実施方針に加え、市としての方針についてその必要性も含め検討すること。

（2）結果

原案のとおり、承認。

以上

第1回 学校給食改革本部会議

日 時：令和4年5月17日（火）
午前10時45分
～11時45分
会 場：第1特別会議室

議題

- (1) 「学校給食改革本部」の設置及び検討体制について

- (2) 今後の検討スケジュールについて

学校給食改革本部 構成員

R 4.5.17 時点

	役職	職名	氏名
1	本部長	市長	本村 賢太郎
2		教育長	鈴木 英之
3	副本部長	副市長	大川 亜沙奈
4			森 多可示
5			隠田 展一
6	本部員	市長公室長	榎本 哲也
7		市長公室理事（政策調査担当）	石井 賢之
8		総務局長	奈良 浩之
9		財政局長	岩本 晃
10		教育局長	高橋 良明
11		総合政策・少子化対策担当部長	高林 正樹
12		財政担当部長	秋山 亮
13		学校給食・規模適正化担当部長	片岡 聡一
14		学校教育部長	細川 恵

中学校給食の全員喫食の 実現に向けた検討体制について

第1回 学校給食改革本部会議
令和4年5月17日(火)

1 経過

本市の中学校給食は、主として選択制デリバリー給食を実施

中学校給食の全員喫食の実現に向け、将来的な実施方式を検討

(相模原市立中学校完全給食実施方針 H28.2改訂)

政令指定都市では、選択制から全員喫食制への移行事例が増加しているなど、全国的にも学校給食の見直しの機運の高まり

バランスの取れた食事や食生活の実現、それらを育む食育という教育の一環の中で、生きた教材である学校給食は生徒にとって非常に重要

(食育の一層の推進)

令和3年度

全員喫食を想定した実施方式の特性整理

自校、親子、センター、デリバリーの4方式

自校・センター方式の併用モデル
全校センターモデル

市民意見聴取（アンケート・ワークショップ）

現行の中学校給食について、改善や充実を望む様々な声

- ・ 小学校と同じ温かい給食がよいという回答が多数（8割程度）
- ・ みんなで同じものを食べる体験が大切
- ・ 「教材」として給食時間も学びの場に

総合教育会議

市長と教育委員会で認識を共有

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| [| 市長 | ・ 教育委員会と連携し、前に進めていかななくてはいけない |
| | 教育委員会 | ・ 子どもたちに寄り添った中学校の全員喫食に向けて進めていく |
| | | ・ 全員喫食に向けた検討を更に加速させる |



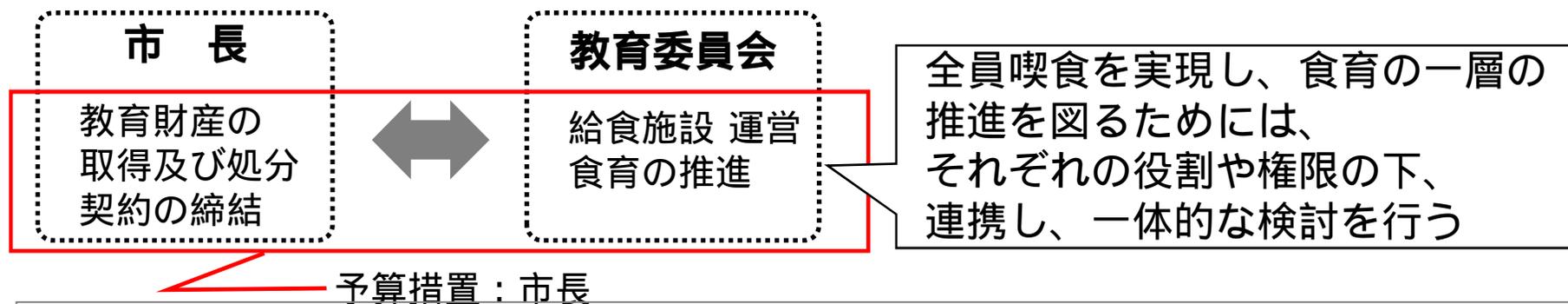
R4年度：現行の「中学校完全給食実施方針」の改定案の作成

2 検討体制

中学校給食の全員喫食に向け、市長部局と教育委員会の連携を強化し、
検討をさらに加速する必要

市長や副市長、教育長等が参画する本部体制を整備

【イメージ図】



(所掌)

「相模原市立中学校完全給食実施方針」の改定に向けた検討

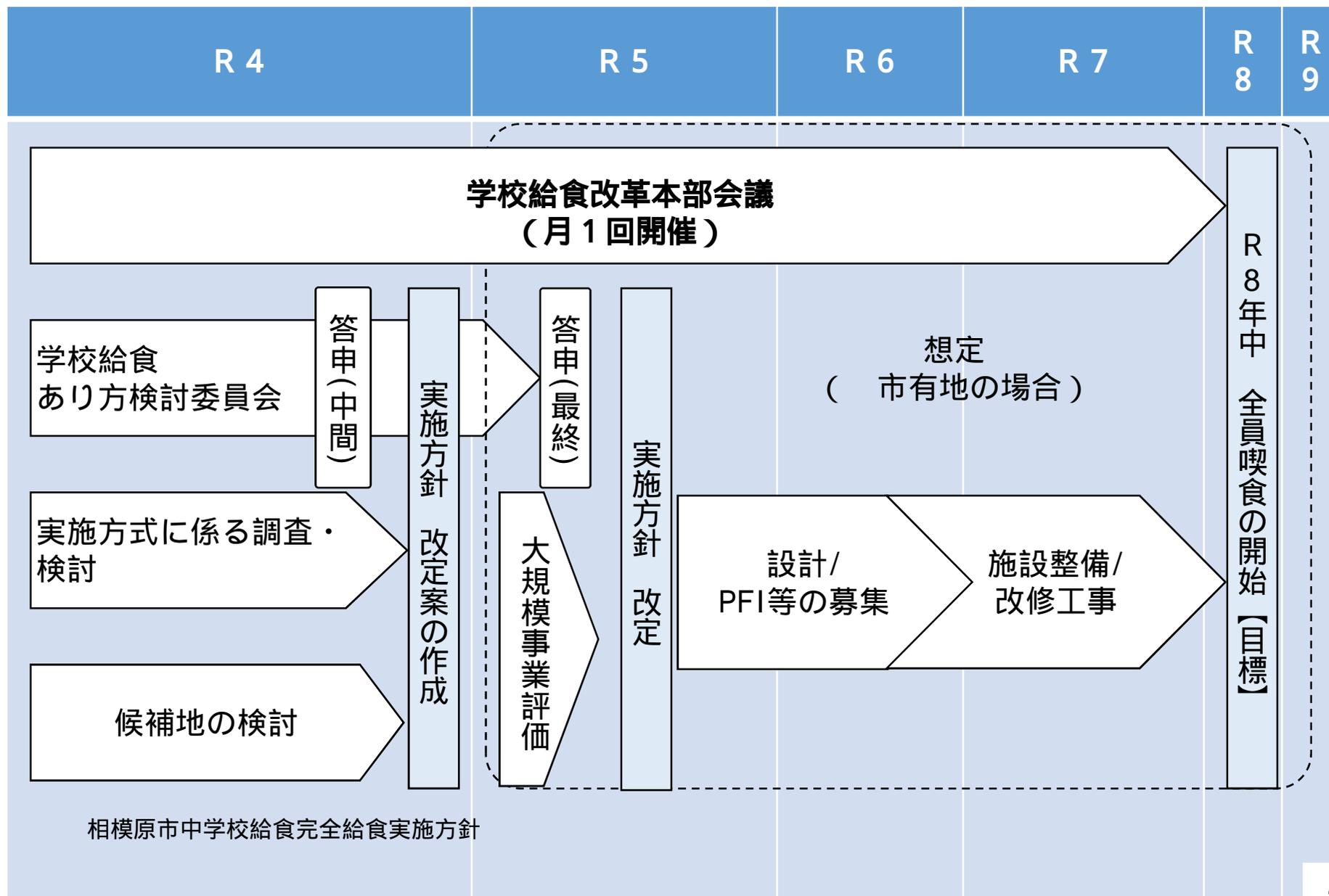
- ・ 中学校給食の全員喫食の実施に関する事
- ・ 給食施設の整備及び運営等に係る事業費に関する事
- ・ 新たな給食施設の必要性及び候補地の検討に関する事 等

(運営)

意思決定を補完する機能を有する

必要に応じて関係局部長等を招集する

3 事業スケジュール



学校給食改革本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の中学校給食の全員喫食を早期実現するため、市長事務部局と教育委員会の連携を強化する必要があることから学校給食改革本部(以下「改革本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 改革本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校給食の全員喫食の実施に関する事。
- (2) 給食施設の整備及び運営等に係る事業費に関する事。
- (3) 新たな給食施設の必要性及び候補地の検討に関する事。
- (4) その他給食の改革に関する事。

(構成員)

第3条 改革本部は、別表に定める者をもって構成する。

- 2 改革本部には本部長を置き、市長と教育長の両名をもって充てる。
- 3 改革本部の会議は、市長が招集し、教育長が会議の進行を行う。

(関係者の出席)

第4条 改革本部の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 改革本部に事務局を置き、事務局は学校給食課とする。

- 2 改革本部の庶務は事務局で処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、改革本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

別表(第3条関係)

本部長	市長
	教育長
副本部長	副市長

本部員	市長公室長
	市長公室理事（政策調査担当）
	総務局長
	財政局長
	教育局長
	総合政策・少子化対策担当部長
	財政担当部長
	学校給食・規模適正化担当部長
	学校教育部長